

別記様式（第4条関係）

徴収金額決定通知書

第 年 月 日
号 日

（納入義務者）

様

伊勢市長



下記の入所者に係る老人福祉法第11条に規定する措置に要する費用について、老人福祉法による措置費徴収規則第4条の規定に基づき、徴収する額を、下記のとおり決定したので通知します。

記

入 所 者 氏 名	
施 設 名	
費 用 徴 収 額	年 月 から 月 額 円
理 由	

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
施行細則の一部改正）

第17条 伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律施行細則（平成18年伊勢市規則第58号）の一部を次のように改正
する。

様式第2号から様式第4号までを次のように改める。

（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費）支給（給付）決定通知書兼
利用者負担額減額・免除等決定通知書

第 年 月 日 号

〒 - 様

伊勢市厚生福祉事務所長 印

年 月 日に申請のありました（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費）の支給（及び）（利用者負担額減額・免除等）について、（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条（及び）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第34条）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の7及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の14）の規定に基づき下記のとおり決定し、受給者証を交付しますので通知します。

記

障害福祉サービス 受給者証 番号		地域相談支援 受給者証 番号	
支給（給付）決定障害者 （保護者）氏名		支給決定に係る 児童氏名	
障害支援 区分		支給（給付） 決定年月日	
		障害支援区分の 有効期間	
支給 （給付） 決定 内容	サービスの種類	支援の内容及び支給（給付）量	有効期間
	特記事項		
利用者負担上限月額		円	左の上限月額の 適用期間
特定障害者特別給付費 （施設入所支援）	日額	円	左の給付費の 適用期間
特定障害者特別給付費 （共同生活援助・ 重度障害者等包括支援）	月額	円	左の給付費の 適用期間

療養介護医療	公費負担者番号		公費受給者番号	
	療養介護医療（食事療養（生活療養）を除く）の負担上限月額	月額	円	食事療養（生活療養）の負担上限月額
	上限額の適用期間			円

（教示）

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えについては、上記の審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁判を経ずに訴訟を提起することができます。
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁判がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁判があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問い合わせ先

介護給付費支給決定通知書

第 年 月 日 号

〒 ー 様

伊勢市厚生福祉事務所長 印

年 月 日に申請のありました介護給付費の支給について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条の規定に基づき下記のとおり決定し、受給者証を交付しますので通知します。

なお、本通知で認定している障害支援区分（みなし区分）は、障害支援区分に係る認定審査が完了していないことから、障害の種類及び程度等に基づき暫定的に認定しているものです。

このため、後日、認定審査を経た障害支援区分（今回認定した下記のみなし区分と必ずしも一致するものではありません。）に基づく支給決定をあらためて行い通知します。

記

受給者証番号	支給決定障害者 (保護者)氏名	
支給決定年月日		支給決定に係る 障害児氏名	
障害支援区分 (みなし区分)		障害支援区分 (みなし区分) の有効期間	
支給決定内容	サービスの種類	支援の内容及び支給量	有効期間
	特記事項		

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えについては、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問い合わせ先

却下決定通知書

第 号
年 月 日

〒 ー
様

伊勢市厚生福祉事務所長 印

年 月 日に申請のありました（（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費）の支給）（及び）（利用者負担額減額・免除等）については、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

1 申請事項

2 却下の理由

（教示）

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えについては、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問い合わせ先

様式第 6 号を次のように改める。

（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費）支給変更決定通知書
兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書

第 年 月 日 号

〒 ー 様

伊勢市厚生福祉事務所長 印

年 月 日に申請のありました（（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費）の支給変更）（及び）（利用者負担額減額・免除等の変更）について、（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条（及び）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第34条）の規定に基づき下記のとおり決定し、通知します。

記

受給者証番号		支給決定障害者 (保護者)氏名	
変更年月日		支給決定に係る 児童氏名	
変更の内容	変更前		
	変更後		

受給者証を 提出先 に提出してください。ただし、既に受給者証を提出されている方は、不要です。

提出先

提出期限 年 月 日

（教示）

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えについては、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問い合わせ先

様式第 9 号から様式第11号までを次のように改める。

（特例介護給付費 特例訓練等給付費 特例特定障害者特別給付費 特例地域相談支援給付費）支給
（不支給）決定通知書

〒 ー
様

第 号
年 月 日

伊勢市厚生福祉事務所長 印

年 月 日に申請のありました（特例介護給付費 特例訓練等給付費 特例特定障害者特別給付費 特例地域相談支援給付費）の支給について（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第35条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の15）の規定に基づき下記のとおり決定しましたので通知します。

記

障害福祉サービス 受給者証番号		地域相談支援 受給者証番号	
--------------------	--	------------------	--

申請者氏名

受付年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
（特例介護給付費 特例訓練等給付費 特例特定障害者特別給付費 特例地域 相談支援給付費）申請額		円	
支給（給付）決定の内容			
支 給	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	支 給 金 額	円
不支給・減額の理由			

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えについては、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この判決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問い合わせ先

障害支援区分認定通知書

第 号
年 月 日

〒 ー
様

伊勢市厚生福祉事務所長 印

年 月 日付けの介護給付費の支給申請に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第21条の規定により、下記のとおり障害支援区分の認定を行ったので通知します。

記

氏 名	認定年月日
-----	-------

障害支援区分	① 区分（ ） ② 非該当
	理由

障害支援区分の認定の有効期間	
----------------	--

（留意事項）

- 1 上記の障害支援区分や申請者の方のサービスの利用意向等を踏まえ、別途サービス利用に係る支給決定を行います。
- 2 認定の有効期間内であっても、状態の変化等により障害支援区分の変更をする場合があります。
- 3 認定結果等について、不明な点があれば下記の担当課にご連絡ください。

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えについては、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問い合わせ先

障害支援区分変更認定通知書

第 年 月 日 号

〒 ー
様

伊勢市厚生福祉事務所長 印

年 月 日付けの介護給付費の（支給申請 支給決定の変更申請）に基づき（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第21条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第24条）の規定により、下記のとおり障害支援区分の変更の認定を行ったので通知します。

記

受給者証番号		支給決定障害者名	
認定年月日			

障害支援区分	変更前	① 区分（ ） ② 非該当
	変更後	① 区分（ ） ② 非該当
	理由	
障害支援区分の認定の有効期間		

（留意事項）

- 1 上記の障害支援区分の結果や利用者の方のサービスの利用意向等を踏まえ、別途サービス利用に係る支給決定（の変更）を行います。
- 2 認定の有効期間内であっても、状態の変化等により障害支援区分の変更をする場合があります。
- 3 認定結果等について、不明な点があれば下記の担当課にご連絡ください。

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えについては、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問い合わせ先

様式第14号を次のように改める。

支給（給付）決定取消通知書

〒 -
様

第 号
年 月 日

伊勢市厚生福祉事務所長 印

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 25 条第 1 項及び第 51 条の 10 第 1 項の規定により、下記のとおり支給（給付）決定を取り消しましたので通知します。

記

障害福祉サービス 受給者証 番号		地域相談支援 受給者証 番号	
支給（給付）決定障害者 （保護者）氏名		支給決定に係る 児童氏名	
支給（給付） 決定取消日			
取消理由			

※ 受給者証を に返還してください。ただし、既に受給者証を提出されている方は、不要です。

返還先

返還期限 年 月 日

（教示）

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えについては、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して 3 月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問い合わせ先

様式第19号を次のように改める。

計画相談支援給付費支給 (却下) 通知書

第 年 月 日 号

〒 - 様

伊勢市厚生福祉事務所長 印

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 17 第 1 項の規定に基づき、計画相談支援給付費の支給について、下記のとおり通知します。

記

障害福祉サービス 受給者証 番号		地域相談支援 受給者証 番号	
通所受給者証番号			
申請者氏名		申請に係る 児童氏名	
支給の可否	可 ・ 否		
支給する	支給期間	年 月 ~ 年 月	
	モニタリング 期間		
支給しない	支給しない 理由		

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、伊勢市を被告として (訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決) があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決) があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問い合わせ先

様式第21号を次のように改める。

計画相談支援給付費支給取消通知書

第 年 月 日 号

〒 -
様

伊勢市厚生福祉事務所長 印

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 17 第 1 項の規定に基づき、計画相談支援給付費の支給について、下記のとおり決定したので通知します。

記

障害福祉サービス 受給者証 番号		地域相談支援 受給者証 番号	
通所受給者証番号			
支給取消に係る 障害者（保護者）		支給取消に係る 児童氏名	
支給取消日	年 月 日		
取消理由			
障害福祉サービス受 給者証、地域相談支 援受給者証提出先及 び提出期限	提出先： 提出期限： 年 月		

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問い合わせ先

様式第24号を次のように改める。

第 年 月 日
年 月 日

通 知 書

申請者

様

伊勢厚生福祉事務所長 印

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条第1項の規定による自立支援医療の申請は次により認定されませんでしたので通知します。

理由

- 1 所得基準を上回る所得であるため
- 2 自立支援医療の対象となる疾病、障害ではないため
- 3 その他（ ）

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第32号を次のように改める。

補装具費支給決定通知書

年 月 日
(申請者) 様 伊勢市厚生福祉事務所長 印
標記のことについて、次のとおり決定しましたので通知します。

対 象 者	住 所					
	フリガナ 氏 名					
	生年月日	年 月 日	性別		電話	
支 給 番 号				支 給 決 定 日	年 月 日	
決 定 内 容						
補 装 具 業 者	名 称					
	所 在 地					
	電 話					
基 準 額	見 積 額	利 用 者 負 担 額		公 費 負 担 額		
円	円					
月 額 負 担 上 限 額				円	円	
				円		

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第34号を次のように改める。

却 下 決 定 通 知 書

第 号
年 月 日

〒 ー
様

伊勢市厚生福祉事務所長 印

年 月 日に申請された補装具費の支給申請及び利用者負担額減額・免除等申請については、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

1 申請事項

2 却下の理由

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問い合わせ先

様式第37号を次のように改める。

高額障害福祉サービス等給付費支給 (不支給) 決定通知書

第 号
年 月 日

〒 ー
様

伊勢市厚生福祉事務所長 印

年 月 日に申請のありました高額障害福祉サービス等給付費について障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の2に基づき下記のとおり決定しましたので通知します。

記

支給決定障害者 (保護者)氏名		受給者 証番号													
支給決定に係る 児童氏名															

受付年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
本人支払額	円	申請に係る サービス利用月	円
支給	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	支給金額	
不支給の理由			

振込先	金融機関						
	口座種目						
	口座番号						
	口座名義人						

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えについては、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として(訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。)、提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問い合わせ先

(伊勢市身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第18条 伊勢市身体障害者福祉法施行細則（平成17年伊勢市規則第73号）

の一部を次のように改正する。

様式第9号及び様式第10号を次のように改める。

様式第9号（第9条関係）

支 援 決 定 通 知 書

〒 ー
伊勢市
様

第 号
年 月 日

伊勢市厚生福祉事務所長 印

あなたを、身体障害者福祉法第18条第1項の規定に基づき、次のとおり支援することに決定したので通知します。

支援の種類と量	
支援を提供する事業所	事業所名 代表者氏名 所在地 連絡先
予定期間	
費用徴収額	本人負担額 扶養義務者負担額 市へお支払ください。
その他	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

支援変更決定通知書

〒 ー
伊勢市
様

第 号
年 月 日

伊勢市厚生福祉事務所長 印

年 月 日付け 第 号で通知した支援の内容を、次のとおり変更することを決定しましたので通知します。

記

	変 更 前	変 更 後
支援の種類と量		
支援を提供する事業所	事業所名 代表者氏名 所在地 連絡先	
予定期間		
費用徴収額	本人負担額	
その他		

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第12号を次のように改める。

第 号
年 月 日

住所
(本人) 様

伊勢市厚生福祉事務所長 印

支 援 終 了 通 知 書

身体障害者福祉法第18条第1項又は第3項の規定に基づき行った支援を次のとおり終了することと決定しましたので通知します。

支援の種類と量	
支援を提供する 事業所	事業所名 代表者氏名 所在地 連絡先
終了日	
その他	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(伊勢市知的障害者福祉法施行細則の一部改正)

第19条 伊勢市知的障害者福祉法施行細則（平成17年伊勢市規則第75号）

の一部を次のように改正する。

第5条中「施行規則第39条の規定による」を「施行規則第1条の規定により」に改める。

様式第2号中「第15条の32第1項、」を「第15条の4又は」に改める。

様式第3号から様式第5号までを次のように改める。

第 号
年 月 日

（本人）
住 所
様

伊勢市厚生福祉事務所長 印

支 援 等 決 定 通 知 書

あなたを、知的障害者福祉法第15条の4又は第16条第1項第2号の規定に基づき、次のとおり支援することに決定したので、通知します。

記

支援の種類と量	
支援を提供する事業所	事業所名 代表者氏名 所在地 連絡先
予 定 期 間	
費 用 徴 収 額	（本人負担額 ） （扶養義務者負担額） 市へお支払ください。
そ の 他	

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

（本人）
住 所
様

伊勢市厚生福祉事務所長 印

支援等変更決定通知書

年 月 日付け 第 号で通知した支援等の内容を下記のとおり
変更することを決定しましたので通知します。

記

	変更前	変更後
支援の種類と量		
支援を提供する 事業所	事業所名 代表者氏名 所在地 連絡先	
予 定 期 間		
費 用 徴 収 額	（本人負担額）	（本人負担額）
そ の 他		

（教示）

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

（本人）
住 所
様

伊勢市厚生福祉事務所長 印

支 援 等 終 了 決 定 通 知 書

知的障害者福祉法第15条の4又は第16条第1項第2号の規定に基づき行った支援を次のとおり終了することと決定しましたので通知します。

記

支援の種類と量	
支援を提供する事業所	事業所名 代表者氏名 所在地 連絡先
終 了 日	
そ の 他	

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第10号中「第39条」を「第1条」に、「申込み」を「申出」に改める。

様式第11号を次のように改める。

第 号
年 月 日

住所

氏名 様

伊勢市厚生福祉事務所長 印

職親申込不承認通知書

あなたは、 年 月 日付で、知的障害者福祉法施行規則第1条の規定により職親の申出をされましたが、下記の理由で不承認としましたので通知します。

記

理由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第13号中「あて先」を「宛先」に改め、「知的障害者施行規則第19条第4項の規定により」を削る。

(伊勢市障害児通所給付費等の支給等に関する規則の一部改正)

第20条 伊勢市障害児通所給付費等の支給等に関する規則（平成24年伊勢市規則第24号）の一部を次のように改正する。

様式第3号及び様式第4号を次のように改める。

障害児通所給付費支給決定通知書兼

利用者負担額減額・免除等決定通知書

第 号
年 月 日

〒 -
様

伊勢市厚生福祉事務所長 印

年 月 日に申請のありました障害児通所給付費の支給(及び)(利用者負担額減額・免除等)について、児童福祉法第21条の5の3及び第21条の5の7の規定に基づき下記のとおり決定したので、受給者証を交付し通知します。

記

受給者証番号		通所給付決定保護者氏名	
給付決定年月日		給付決定に係る児童氏名	
負担上限月額	円	左の上限月額の適用期間	
多子軽減対象			

給付決定内容	通所支援の種類	支援の内容及び支給量	有効期間
	特記事項		

肢体不自由児通所医療	公費負担者番号		公費受給者番号	
	肢体不自由児通所医療(食事療養を除く)の負担上限月額	月額	円	
	上限額の適用期間			

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えについては、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として(訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。)、提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問い合わせ先

却下決定通知書

第 年 月 日
号

〒 -

様

伊勢市厚生福祉事務所長



年 月 日に申請のありました障害児通所給付費の支給（及び）（利用者負担額減額・免除等）については、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

1 申請事項

2 却下の理由

（教示）

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えについては、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

- 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問い合わせ先

様式第 6 号を次のように改める。

障害児通所給付費支給変更決定通知書兼

利用者負担額減額・免除等変更決定通知書

第 号
年 月 日

〒 -
様

伊勢市厚生福祉事務所長 印

年 月 日に申請のありました（障害児通所給付費の支給変更）（及び）（利用者負担額減額・免除等の変更）について、児童福祉法第21条の5の7の規定に基づき下記のとおり決定し、通知します。

記

受給者証番号		通所給付決 保護者氏名	
変更年月日		給付決定に係る 児童氏名	
変更の内容	変更前		
	変更後		

受給者証を に提出してください。ただし、既に受給者証を提出されている方は、不要です。

提出先

提出期限 年 月 日

（教示）

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えについては、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。


問い合わせ先

様式第 9 号を次のように改める。

特例障害児通所給付費支給（不支給）決定通知書

第 号
年 月 日

〒 ー
様

伊勢市厚生福祉事務所長 

年 月 日に申請のありました特例障害児通所給付費の支給について児童福祉法第21条の5の4の規定に基づき下記のとおり決定しましたので通知します。

記

受給者証番号		申請者氏名	
--------	--	-------	--

受付年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
-------	-------	-------	-------

特例障害児通所給付費申請額	円
---------------	---

支給決定の内容	
---------	--

支 給	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	支 給 金 額	円
-----	--	---------	---

不支給・減額の理由	
-----------	--

（教示）

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えについては、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問い合わせ先

様式第11号を次のように改める。

支給決定取消通知書

第 年 月 日 号

〒 - 様

伊勢市厚生福祉事務所長 印

児童福祉法第 21 条の 5 の 9 第 1 項の規定により、下記のとおり給付決定を取り消しましたので通知します。

記

受給者証号	給付決定 保護者氏名	
支給決定取消日		給付決定に係る 児童氏名	
取消理由			

受給者証を に返還してください。ただし、既に受給者証を提出されている方は、不要です。

返還先

返還期限 年 月 日

（教示）

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えについては、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して 3 月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問い合わせ先

様式第16号を次のように改める。

障害児相談支援給付費支給 (却下) 通知書

第 年 月 日 号

〒 -
様

伊勢市厚生福祉事務所長 印

児童福祉法第 24 条の 26 第 1 項の規定に基づき、障害児相談支援給付費の支給について、下記のとおり通知します。

記

障害福祉サービス 受給者証 番号		地域相談支援 受給者証 番号	
通所受給者証番号			
申請者氏名		申請に係る 児童氏名	
支給の可否	可 ・ 否		
支給する	支給期間	年 月 ~ 年 月	
	モニタリング 期間		
支給しない	支給しない 理由		

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、伊勢市を被告として (訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問い合わせ先

様式第18号を次のように改める。

障害児相談支援給付費支給取消通知書

第 年 月 日 号

〒 -
様

伊勢市厚生福祉事務所長 印

児童福祉法第 24 条の 26 第 1 項の規定に基づき、障害児相談支援給付費の支給について、下記のとおり決定したので通知します。

記

障害福祉サービス 受給者証 番号		地域相談支援 受給者証 番号	
通所受給者証番号			
支給取消に係る 障害者(保護者)		支給取消に係る 児童氏名	
支給取消日	年 月 日		
取消理由			
通所受給者証提出先 及び提出期限	提出先： 提出期限： 年 月		

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として(訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問い合わせ先

様式第21号を次のように改める。

高額障害児通所給付費支給 (不支給) 決定通知書

第 号
年 月 日

〒 -
様

伊勢市厚生福祉事務所長 印

年 月 日に申請のありました高額障害児通所給付費の支給について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

給付決定保護者 氏名		受給者 証番号												
給付決定に係る 児 童 氏 名														

受付年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
本人支払額	円	申請に係る サービス利用月	年 月分
支 給	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	支 給 金 額	円
不支給の理由			

振込先	金融機関											
	口座種目											
	口座番号											
	口座名義人											

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えについては、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として(訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。)、提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この判決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問い合わせ先

(伊勢市介護保険規則の一部改正)

第21条 伊勢市介護保険規則（平成17年伊勢市規則第83号）の一部を次のように改正する。

様式第10号から様式第13号までを次のように改める。

第 号
年 月 日

様

伊勢市長

印

介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書

年 月 日にあなたが行った要介護認定・要支援認定の申請について介護保険法第27条第5項・第32条第5項（それぞれ他の条項において準用する場合を含む。）に基づき以下のとおり判定されました。

同法第27条第7項・第32条第6項（認定結果が非該当の場合は同法第27条第9項・第32条第8項、それぞれ他の条項において準用する場合を含む。）に基づき要介護認定・要支援認定の結果として通知します。

被保険者番号		被保険者氏名	
--------	--	--------	--

認定結果	
------	--

認定年月日	年 月 日
-------	-------

理由	
----	--

介護認定審査会の意見・サービスの種類の指定

認定の有効期間	年 月 日から	年 月 日まで
---------	---------	---------

- ・認定の有効期間内であっても、心身の状態の変化等により要介護状態の区分の変更をする場合があります。また、認定変更の申請をすることもできます。
- ・認定の有効期間の満了後においても要介護・要支援状態に該当すると見込まれるときは、認定の有効期間の満了日の60日前から認定の更新の申請をすることができます。
- ・サービスの種類の指定を受けた場合には、その後の心身状態の変化により、必要があるときには、当該指定に係るサービス種類の変更申請を行うことができます。
- ・介護認定審査会の意見として、サービスの適切かつ有効な利用等に関する留意事項がある場合には、被保険者証に記載してあります。

問い合わせ先

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三重県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えについては、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

様

伊勢市長

印

介護保険要介護状態区分変更通知書

あなたの要介護状態区分を下記のとおり変更します。

被保険者番号		被保険者氏名	
--------	--	--------	--

認定結果

今までの要介護状態区分	これからの要介護状態区分
-------------	--------------

認定結果	
------	--

認定年月日	年 月 日
-------	-------

理由	
----	--

介護認定審査会の意見・サービスの種類の指定

認定の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
---------	-----------------

問い合わせ先

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三重県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えについては、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

様

伊勢市長



介護保険要介護認定・要支援認定却下通知書

年 月 日にあなたが行った要介護認定・要支援認定の申請を介護保険法第27条第10項（第32条第9項において準用する場合を含む。）の規定に基づき却下します。

被保険者番号		被保険者氏名	
--------	--	--------	--

却下年月日	年 月 日
-------	-------

理由

問い合わせ先

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三重県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えについては、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、提起することができます。
 なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

様

伊勢市長

印

介護保険要介護認定・要支援認定取消通知書

年 月 日に、あなたは と認定されたところですが、その後の介護認定審査会の審査判定に従い、介護保険法第31条第1項・第34条第1項の規定により、上記の取扱いを取り消します。

被保険者番号		被保険者氏名	
--------	--	--------	--

取消年月日	年 月 日
-------	-------

理由

被保険者証を伊勢市健康福祉部介護保険課に提出してください。

提出年月日 年 月 日

ただし、既に被保険者証を提出されている方は不要です。

問い合わせ先

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三重県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えについては、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、提起することができます。
 なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第15号を次のように改める。

第 号
年 月 日

様

伊勢市長



介護保険サービスの種類指定結果通知書

年 月 日にあなたが行ったサービスの種類指定変更申請について、介護認定審査会の審査判定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

被保険者番号		被保険者氏名	
--------	--	--------	--

サービスの種類の指定	
理由	

問い合わせ先

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三重県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えについては、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、提起することができます。
 なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第19号及び様式第19号の2を次のように改める。

介護保険	居宅介護(介護予防)サービス費 地域密着型(介護予防)サービス費 居宅介護(介護予防)サービス計画費 施設介護サービス費 特定入所者介護(介護予防)サービス費	特例居宅介護(介護予防)サービス費 特例地域密着型(介護予防)サービス費 特例居宅介護(介護予防)サービス計画費 特例施設介護サービス費 特例特定入所者介護(介護予防)サービス費	支給(不支給)決定通知書
------	---	---	--------------

年 月 日

様

伊勢市長



先に申請のありました給付費については、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者番号		被保険者氏名	
受付年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
※本人支払額	円		
給付の種類			
支 給	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	支 給 金 額	円
不支給・減額の理由			

※本人支払額の欄には、実際に支払っていただいた額のうち保険給付の対象となる額を表示しています。

支 払 方 法			
<input type="checkbox"/> 窓口払		<input type="checkbox"/> 口座払	
お持ちいただくもの	・この通知書 ・介護保険被保険者証 ・申請に使用した印鑑	振込先	金 融 機 関
支払場所			口座種目
支払期間	年 月 日～年 月 日 月曜日から金曜日 午前 時～午後 時		口座番号
			口座名義人

問い合わせ先

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三重県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えについては、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、提起することができます。
 なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(表面)

<p style="text-align: center;">(介護予防) 福祉用具購入費 (介護予防) 住宅改修費 (介護保険高額介護(介護予防) サービス費)</p> <p style="text-align: center;">支給 (不支給) 決定通知書</p> <p style="text-align: center;">先に申請のありました給付費については、下記のとおり決定しましたので通知します。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">被保険者番号</td> <td style="width: 50%;">住所</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>被保険者氏名</td> <td>本人支払合計額 (円)</td> </tr> <tr> <td> </td> <td>支給合計額 (円)</td> </tr> </table> <p>※本人支払額の欄には、実際に支払っていただいた額のうち保険給付の対象となる額を表示しています。</p>	被保険者番号	住所			被保険者氏名	本人支払合計額 (円)		支給合計額 (円)	<p>年 月 日</p> <p>伊勢市長 印</p>																																																				
被保険者番号	住所																																																												
被保険者氏名	本人支払合計額 (円)																																																												
	支給合計額 (円)																																																												
<p>明細内容</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>利用月</th> <th>支給</th> <th>支払方法</th> <th>受付年月日</th> <th>決定年月日</th> <th>本人支払額 (円)</th> <th>支給金額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	利用月	支給	支払方法	受付年月日	決定年月日	本人支払額 (円)	支給金額 (円)																																																		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">給付の種類</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">不支給 ・減額の理由</td> <td></td> </tr> </table>	給付の種類		不支給 ・減額の理由	
利用月	支給	支払方法	受付年月日	決定年月日	本人支払額 (円)	支給金額 (円)																																																							
給付の種類																																																													
不支給 ・減額の理由																																																													
<p>※支払方法が口座払いの場合のみ記載されています。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">口座振込先</td><td style="width: 50%;">金融機関</td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td>口座種目</td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td>口座番号</td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td>口座名義人</td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </table> <p>※振込予定日は毎月20日です。ただし、金融機関の休業日に当たるときは、繰り下がります。</p> <p>※口座番号については、下3桁を*で表示してあります。</p>	口座振込先	金融機関				口座種目				口座番号				口座名義人																																															
口座振込先	金融機関																																																												
	口座種目																																																												
	口座番号																																																												
	口座名義人																																																												

問合せ先

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三重県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えについては、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として(訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。)、提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

※

様式第23号の3を次のように改める。

第 年 月 日 号

様

伊勢市長

印

介護保険基準収入額適用決定通知書

先に申請のありました、高額介護サービス費の負担区分判定に係る適用については、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者番号		被保険者氏名	
--------	--	--------	--

決定年月日	年 月 日
-------	-------

決定事項	
1 承認する	承認内容
2 承認しない	理由

問い合わせ先

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三重県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えについては、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、提起することができます。
 なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第25号を次のように改める。

様

伊勢市長



介護保険利用者負担額減額・免除決定通知書

先に申請のありました、介護保険利用者負担額減額・免除については、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者番号		被保険者氏名	
--------	--	--------	--

決定年月日	年 月 日
決定事項	
1 承認する	適用年月日 年 月 日
	有効期限 年 月 日
	承認内容
2 承認しない	理 由

問い合わせ先

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三重県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えについては、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第28号を次のように改める。

様

伊勢市長



介護保険特定負担限度額認定、利用者負担額減額・免除決定通知書
（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）

先に申請のありました、特定負担限度額認定、利用者負担額減額・免除については、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者番号		被保険者氏名	
--------	--	--------	--

決定年月日	年 月 日
決定事項	
1 承認する	適用年月日 年 月 日
	有効期限 年 月 日
	承認内容
2 承認しない	理 由

問い合わせ先

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三重県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えについては、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第31号を次のように改める。

第 号
年 月 日

様

伊勢市長

印

介護保険負担限度額、利用者負担額減額・免除認定決定通知書

先に申請のありました、食費・居住費に係る負担限度額、利用者負担額減額、免除認定については、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者番号		被保険者氏名	
--------	--	--------	--

決定年月日	年 月 日
決定事項	
1 承認する	適用年月日 年 月 日
	有効期限 年 月 日
	承認内容
2 承認しない	理由

問い合わせ先

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三重県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えについては、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、提起することができます。
 なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第34号から様式第37号までを次のように改める。

第 号
年 月 日

様

伊勢市長



特定入所者及び要介護旧措置入所者の負担限度額に関する特例に係る特定入所者介護（介護予防）サービス費支給（不支給）決定通知書

先に申請のありました、特定入所者介護（介護予防）サービス費の支給については、次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者番号		被保険者氏名	
受付年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
本人支払額	円		
支給	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	支給金額	円
不支給の理由			

問い合わせ先

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三重県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えについては、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

様

伊勢市長

印

年度の介護保険料を次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者番号		被保険者生年月日		被保険者性別	
被保険者氏名					
被保険者住所					
決定年月日		決定理由			

年間保険料額

年度に納付する保険料額(A+B)	円
------------------	---

保険料算定の基礎

算定基礎項目	算定の基礎
生活保護の受給の有無	
老齢福祉年金受給権の有無	
本人の市町村民税状況	
本人の課税年金収入額	円
本人の合計所得金額	円
世帯の市町村民税課税状況	

所得段階区分

所得段階区分	
--------	--

所得段階別保険料額の算出

期 間	月数 ①	所得段階区分	特例	保険料率 ②	保険料算出額 ②×①/12	保険料額
				円	円	円

これまでの特別徴収対象年金等

特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

年間保険料額の徴収方法及び期別保険料額

徴収方法 年・月	普通徴収			特別徴収	
	納期	納期限	期割額	納期	期割額
			円		円
			円		円
			円		円
			円		円
			円		円
			円		円
			円		円
			円		円
			円		円
			円		円
			円		円
計	A		円	B	円
合計	A+B				円

これからの特別徴収対象年金等

特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

普通徴収の場合の振替口座

金融機関	
種目	口座番号
口座名義人	

お問い合わせ先

特別徴収の予定

年・月	納期	仮徴収額
		円
		円
		円
合計		円

注 この処分に対する審査請求及び処分の取消しの訴えの提起に関する教示文を記載すること。

介護保険料額変更通知書兼 特別徴収額（仮徴収）変更通知書
特別徴収中止通知書

年 月 日

様

伊勢市長



年度分の介護保険料額（仮徴収）額・徴収方法等を次のとおり変更しましたので通知します。

被保険者番号		被保険者生年月日		被保険者性別	
被保険者氏名					
被保険者住所					

変更年月日	
変更事由	

年間保険料額 年度に納付する保険料額 円	普通徴収の場合の振替口座 金融機関 種目 口座番号 口座名義人	保険料算定の基礎 算定基礎項目 算定の基礎 生活保護の受給の有無 老齢福祉年金受給権の有無 本人の市町村民税状況 本人の課税年金収入額 円 本人の合計所得金額 円 世帯の市町村民税課税状況
特別徴収の場合の対象年金等 特別徴収義務者 特別徴収対象年金	口座番号の下3桁は***で表示	

所得段階別保険料額の算出

期 間	月数 ①	所得段階区分	特例	保 険 料 率 ②	保 険 料 算 出 額 ②×①/12	保 険 料 額
				円	円	円

年間保険料額の徴収方法及び期別保険料額 単位：円

年・月	普通徴収 納期	普通徴収 納期限	特別徴収 納期	変更前の保険料額		変更後の保険料額		納入済額
				普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	
				計				
				合計				

特別徴収の予定

お問い合わせ先	年・月	納期	仮徴収額(円)
	合計		

注 この処分に対する審査請求及び処分の取消しの訴えの提起に関する教示文を記載すること。

介護保険料還付（充当）通知書

第 号
年 月 日

様

伊勢市長



あなたの納めた保険料が納めすぎになりましたので、次のとおり充当した後に下記の口座にお返しします。

被保険者氏名			被保険者番号	
金融機関名		支店名		
種別		口座番号		口座名義人

※口座番号については、下3桁を*で表示しています。

振込予定日	お返しする金額の内訳			単位：円
過誤納金算出年度	①納め過ぎた金額	②年金保険者に返す額	③充当金額	④還付加算金
お返しする金額(還付金額) 円				お返しする金額 ①-②-③+④

納めすぎた金額(過誤納金)の内訳

単位：円

納期	納付すべき金額			納めた金額	過誤納金額	領収年月日	発生理由
	特別徴収	普通徴収	延滞金				

充当金額の内訳

単位：円

納付年度	納期	保険料未済額	保険料充当額	延滞金未済額	延滞金充当額

問い合わせ先

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三重県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えについては、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第39号を次のように改める。

介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）通知書

第 号
年 月 日

様

伊勢市長



被保険者氏名		被保険者番号	
--------	--	--------	--

年 月 日付け第 号で「介護保険の支払方法変更（償還払い化）予告通知書」において既に通知していますが、未だ下記の保険料が滞納となっていますので、介護保険法第66条第1項及び第2項の規定に基づき、年 月 日以降にあなたが利用する介護サービスについて保険給付の支払方法を変更し、保険給付の償還払いとすることに決定しましたので通知します。

なお、支払方法変更の記載を行いますので、次のとおり被保険者証を提出してください。

提出先

提出期限 年 月 日

また、滞納保険料額が著しく減少した場合、災害その他特別な事情等があると認められる場合には、この措置を中止することになりますので、該当すると思われる方は、被保険者証を添えて、速やかに伊勢市健康福祉部介護保険課に申し出てください。

記

【保険料滞納の状況】

年度保険料			年度保険料			年度保険料		
期別	保険料額	うち滞納額	期別	保険料額	うち滞納額	期別	保険料額	うち滞納額
計			計			計		

※上記は 年 月 日現在の滞納額です。延滞金は含んでおりません。行き違いに納入された場合は、速やかに申し出てください。

問い合わせ先

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三重県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えについては、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

- 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第41号を次のように改める。

介護保険給付の支払一時差止通知書

第 号
年 月 日

様

伊勢市長



被保険者氏名		被保険者番号	
--------	--	--------	--

年 月 日にあなたは保険給付の償還払いの申請をしましたが、あなたの介護保険料は下記のとおり滞納となっています。

介護保険料が滞納のままですと、制度の運営に大きな支障を来すため、介護保険法では滞納の方に対し、保険給付の支払の一時差止めの措置が定められています。

したがって、下記の期日までに保険料が納付されない場合には、介護保険法第67条第1項及び第2項の規定に基づき、保険給付の一時差止めを行うことに決定しましたので、通知します。

「保険給付の支払の一時差止め」とは、保険給付の償還払いの申請があったとき、償還払いの対象となる金額の全部又は一部について支払の一時差止めを行うものです。

保険料納付期日 年 月 日

なお、今回給付の支払の一時差止めの対象となる介護サービス及び金額は、次のとおりです。

差止めの対象となるサービス	:	
差止めの対象となる給付額	:	円

なお、この通知により、保険給付の支払の一時差止めが行われた場合でも、災害その他特別な事情があると認められる場合には、この措置を中止することになりますので、該当すると思われる方は、速やかに被保険者証を添えて、伊勢市健康福祉部介護保険課に申し出てください。

年度保険料			年度保険料			年度保険料		
期別	保険料額	うち滞納額	期別	保険料額	うち滞納額	期別	保険料額	うち滞納額
計			計			計		

※上記は 年 月 日現在の滞納額です。延滞金は含んでおりません。行き違いに納入された場合は、速やかに申し出てください。

問い合わせ先

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三重県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えについては、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

- 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第44号を次のように改める。

介護保険給付の支払一時差止等処分通知書

第 号
年 月 日

様

伊勢市長



被保険者氏名	被保険者番号
--------	--------

年 月 日付け第 号で、「介護保険給付の一時差止等予告通知書」を送付しましたが、未だに下記の医療保険料等が滞納となっておりますので、介護保険法第68条第1項の規定に基づき、年 月 日以降にあなたが利用する介護サービスについて、「保険給付の支払方法変更（償還払い化）及び保険給付の支払の一時差止」の措置をとることに決定いたしましたので、通知します。

なお、保険給付差止めの記載を行いますので、被保険者証を提出してください。

提出先

提出期限 年 月 日

また、この通知により保険給付の支払方法変更（償還払い化）及び保険給付の支払の一時差止めの措置がとられた場合でも災害その他特別な事情等があると認められる場合には、この措置を中止することになりますので、該当する方は、速やかに被保険者証を添えて伊勢市健康福祉部介護保険課に申し出てください。

【医療保険料等の滞納状況】

医療保険者名等：

年度医療保険料等			年度医療保険料等			年度医療保険料等		
期別	医療保険料額等	うち未納医療保険料等の額	期別	医療保険料額等	うち未納医療保険料等の額	期別	医療保険料額等	うち未納医療保険料等の額
計			計			計		

※上記は 年 月 日現在の滞納額です。行き違いに納入された場合にはご了承願います。
問い合わせ先

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三重県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えについては、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第46号を次のように改める。

介護保険給付額減額通知書

第 号
年 月 日

様

伊勢市長



被保険者番号		被保険者氏名	
--------	--	--------	--

年 月 日にあなたは、（要介護（更新）認定・要支援（更新）認定・要介護状態区分の変更）申請をしましたが、あなたの介護保険料は下記のとおり未納となっており、既に消滅時効にかかっているため、遡って納めていただくことができません。

保険料未納の方に対し、通常の保険給付を行うことは、被保険者間の公平性を損なうことから介護保険法第69条第1項の規定により、下記期間につき保険給付額の減額並びに高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護予防サービス費、特定入所者介護サービス費、特例特定入所者介護サービス費、特定入所者介護予防サービス費及び特例特定入所者介護予防サービス費の支給を行わないことに決定しましたので通知します。

なお、給付額減額の記載を行いますので、被保険者証を提出してください。

提出先

提出期限 年 月 日

また、災害及びその他の特別の事情等が発生した場合には、給付額減額等の措置の対象外となりますので、速やかに伊勢市健康福祉部介護保険課に届出をしてください。

給付額の減額の措置を行う期間	年 月 日～	年 月 日	
給付額減額措置の算定根拠			
$\text{給付額減額期間} = \text{保険料徴収権消滅期間} \times \frac{\text{保険料徴収権消滅期間}}{\text{保険料徴収権消滅期間} + \text{保険料納付済期間}} \times \frac{1}{2}$			
徴収権消滅期間：(未納・時効消滅額/年賦課額) + (未納・時効消滅額/年賦課額) + . = 年 納付済期間：(納付済額/年賦課額) + (納付済額/年賦課額) + = 年			
年 度	未納・時効消滅額	納 付 済 額	年 賦 課 額

問い合わせ先

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三重県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えについては、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この判決を経ずに訴訟を提起することができます。

- 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第49号から様式第52号までを次のように改める。

介護保険料徴収猶予決定通知書

第 年 月 日 号

様

伊勢市長

印

先に申請がありました 年度分介護保険料の徴収猶予については、下記のとおり承認・不承認と決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号	
--------	--	--------	--

徴収猶予決定年月日	
-----------	--

承認・不承認理由	
----------	--

納期	保険料額	徴収猶予期間	備考
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
合計			

問い合わせ先

注 この処分に対する審査請求及び処分の取消しの訴えの提起に関する教示文を記載すること。

介護保険料徴収猶予取消決定通知書

第 年 月 日 号

様

伊勢市長

印

年 月 日付け第 号で承認しました 年度分介護保険料の徴収猶予の取消しについては、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号	
--------	--	--------	--

徴収猶予取消年月日	
取 消 理 由	

納 期	保険料額	取消前徴収猶予期間	取消後納付期間
		～	～
		～	～
		～	～
		～	～
		～	～
		～	～
		～	～
		～	～
		～	～
		～	～
		～	～
		～	～
合 計			

問い合わせ先

注 この処分に対する審査請求及び処分の取消しの訴えの提起に関する教示文を記載すること。

介護保険料減免決定通知書

第 年 月 日 号

様

伊勢市長

印

先に申請がありました 年度分介護保険料の減免については、下記のとおり承認・不承認と決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号	
--------	--	--------	--

減免決定年月日		決定した減免額	
減免前保険料額		減免後保険料額	
承認・不承認理由			

納 期	減免前保険料額	減 免 額	減免後保険料額
合 計			

問い合わせ先

注 この処分に対する審査請求及び処分の取消しの訴えの提起に関する教示文を記載すること。

介護保険料減免取消通知書

第 年 月 日 号

様

伊勢市長

印

年 月 日付け第 号で承認しました 年度分介護保険料の減免の取消しについては、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号	
--------	--	--------	--

減免取消年月日		取り消した減免額	
取消前保険料額		取消後保険料額	
取消理由			

納 期	取消前保険料額	減免取消額	取消後保険料額
合 計			

問い合わせ先

注 この処分に対する審査請求及び処分の取消しの訴えの提起に関する教示文を記載すること。

（伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正処理に関する条例施行規則の一部改正）

第22条 伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正処理に関する条例施行規則（平成17年伊勢市規則第117号）の一部を次のように改正する。
様式第11号を次のように改める。

第 号
年 月 日

放置自動車撤去等命令書

住所

氏名 様

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正処理に関する条例第13条の規定により、次の放置自動車を撤去する（引き取る）よう命じます。

なお、この命令に従わないときは、同条例第21条の規定により20万円以下の罰金に処することができます。

伊勢市長



整 理 番 号			
放 置 場 所			
放 置 自動車 の 形 態 等	メーカー名		塗 色
	車 名		自動車登録番号
	型式・種別		車 台 番 号
所有者等	車 検 証 所 有 者		車検証使用者
撤去（引取り）期限	年 月 日		
<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>			

(伊勢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例施行規則の一部改正)

第23条 伊勢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例施行規則（平成24年伊勢市規則第21号）の一部を次のように改正する。
様式第5号を次のように改める。

不許可通知書

第 号
年 月 日

様

伊勢市長



年 月 日付で申請のありました特定用途制限地域における許可申請については、次の理由から許可しないこととしましたので、伊勢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例施行規則第3条第2項の規定により通知します。

許可できない理由	
----------	--

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(伊勢市特別用途地区における建築物の制限に関する条例施行規則の一部改正)

第24条 伊勢市特別用途地区における建築物の制限に関する条例施行規則(平成24年伊勢市規則第22号)の一部を次のように改正する。
様式第3号を次のように改める。

不許可通知書

第 号
年 月 日

様

伊勢市長



年 月 日付で申請のありました特別用途地区における建築に関する許可の申請については、次の理由から許可しないこととしましたので、伊勢市特別用途地区における建築物の制限に関する条例施行規則第3条第2項の規定により通知します。

許可できない理由	
----------	--

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(伊勢市火災予防条例施行規則の一部改正)

第25条 伊勢市火災予防条例施行規則（平成17年伊勢市規則第158号）の一部を次のように改正する。

様式第2号の2を次のように改める。

様式第2号の2（第3条の2関係）

指定催しの指定通知書

第 号
年 月 日

様

伊勢市消防長



伊勢市火災予防条例第42条の2の規定に基づき、下記催しを指定催しとして指定したので通知します。

記

催しの開催場所	
催しの名称	
催しの開催期間	

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行前にされた行政庁の処分又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。